

議案第66号

杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月18日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「場合の使用料（区役所庁舎地下駐車場の一部を）」を「ときの使用料（駐車する目的で）」に改め、同条第5項中「区役所庁舎地下駐車場」を「駐車する目的で土地又は建物」に、「第1項第3号」を「第1項第1号及び第3号」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第2条関係）

名称	使用時間		使用料 (1台当たり)
杉並区役所庁舎地下駐車場	1時間以内30分間までごと		150円
	1時間を超え30分間までごと		200円
杉並区立社会教育センター 駐車場	午前9時から午後9時 まで	15分間までごと	100円
		2時間まで	100円
	午後9時から翌日の午 前9時まで	2時間を超え1時間までごと	50円

第2条 杉並区立社会教育センター条例（昭和63年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「及び別表」を「並びに別表（1）及び（2）」に改める。

別表に次のように加える。

(3) 駐車場

使用時間	使用料（1台当たり）
15分間までごと	100円

第3条 杉並区体育施設等に関する条例（昭和32年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則別表第6（13）駐車場の部及び別表第4（13）駐車場の部中

「



」を「



」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年4月5日から施行する。

（提案理由）

社会教育センターの駐車場の使用料及び下高井戸運動場の駐車場の利用料金を定める必要がある。

杉並区行政財産使用料条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区行政財産使用料条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(使用料の額)	(使用料の額)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 建物の一部を使用させる場合であつて、使用期間が1日に満たない <u>ときの</u> 使用料（駐車する目的で	3 建物の一部を使用させる場合であつて、使用期間が1日に満たない <u>場合の</u> 使用料（区役所庁舎地下駐車場の一部
<u>使用させる場合の使用料を除く。）</u>	<u>を使用させる場合の使用料を除く。）</u>
は、第1項第3号の規定にかかわらず、別表第2に定めるところによる。	は、第1項第3号の規定にかかわらず、別表第2に定めるところによる。
4 略	4 略
5 <u>駐車する目的で土地又は建物の一部</u> を使用させる場合の使用料は、 <u>第1項第1号及び第3号</u> の規定にかかわらず、別表第4に定めるところによる。	5 <u>区役所庁舎地下駐車場</u> の一部を使用させる場合の使用料は、 <u>第1項第3号</u> の規定にかかわらず、別表第4に定めるところによる。

第2条による改正（杉並区立社会教育センター条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
附 則	附 則
1～4 略	1～4 略
5 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間におけるセンターの施設及びその使用料は、 <u>第7条並び</u>	5 平成27年1月1日から平成29年3月31日までの間におけるセンターの施設及びその使用料は、 <u>第7条及び</u>
<u>別表（1）及び（2）</u> の規定にかか	<u>別表</u> の規定にかか

わらず、次の各号に掲げる区分に応じ  
て、当該各号に掲げるとおりとする。

(1)及び(2) 略

6 略

わらず、次の各号に掲げる区分に応じ  
て、当該各号に掲げるとおりとする。

(1)及び(2) 略

6 略